

令和4年度



三次市水道事業会計予算

三 次 市

議案第 8 号

令和 4 年度三次市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 4 年度三次市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 19,785 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 4,525,225 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 12,398 m ³ |
| (4) 建設改良費 | 839,660 千円 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 水道事業収益		1,810,632 千円
第 1 項 営 業 収 益		1,118,205 千円
第 2 項 営 業 外 収 益		692,377 千円
第 3 項 特 別 利 益		50 千円
	支	出
第 1 款 水道事業費用		1,771,506 千円
第 1 項 営 業 費 用		1,710,733 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		59,272 千円
第 3 項 特 別 損 失		501 千円
第 4 項 予 備 費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 638,320 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,523 千円、過年度分損益勘定留保資金 584,797 千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	799,480 千円
第1項	企業債	462,600 千円
第2項	補助金	131,270 千円
第3項	出資金	115,210 千円
第4項	補償金及び負担金	90,400 千円
支		出
第1款	資本的支出	1,437,800 千円
第1項	建設改良費	839,660 千円
第2項	企業債償還金	597,540 千円
第3項	予備費	600 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項，期間及び限度額は，次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業業務等委託に要する経費	契約に定める期間 (5年を限度とする)	契約に定める額
水質の維持管理に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	契約に定める額
設備点検，保安管理業務委託に要する経費	令和4年度から 令和5年度まで	契約に定める額

(企業債)

第6条 起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は，次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業	452,600 千円	証書借入	年5.0%以内(ただし，利率見直し方式で借り入れる資金について，利率の見直しを行った後においては当該見	借入先の融資条件による。ただし，財政の都合により繰上償還をし，又は償還年限を短縮し，若しくは低利債
現年災害水道施設復旧事業	10,000 千円			

		直し後の利率)	に借換えをすることが出来る。
--	--	---------	----------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 102,084千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の経営健全化等に要する費用に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、297,571千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、6,693千円と定める。

令和4年2月25日提出

三次市長 福岡 誠志